# 意 匠 審 査 便 覧

令和3年3月改訂 特許庁審查第一部意匠課 意匠審查基準室

## はじめに

意匠審査便覧は、審査官が意匠登録出願の審査を行うにあたって必要となる手続的事項 や留意事項をまとめたものである。平成14年1月の全面改訂以降、法令改正や意匠審査 基準の改訂等に伴い一部改訂を行ってきた。

今般、「特許法等の一部を改正する法律」(令和元年5月17日法律第3号)による改正 意匠法が施行されたことに伴い、法令の適用についての基本的考え方をまとめた意匠審査 基準を改訂し、本意匠審査便覧についても見直しを行った。

令和2年4月1日施行法に伴う令和2年3月の改訂では、当該制度改正により意匠法の新たな保護対象となった「建築物」や「画像」についての記載の追加、関連意匠制度の拡充に則した意匠法第9条及び第10条第1項の適用についての記載の見直しのほか、その他の事務的な修正等を行った。

また、続く令和3年4月1日施行法に伴う今般の改訂では、第7条の経済産業省令で定める「物品の区分」の削除後の審査基準に対応した記載修正、及びパリ条約に基づく優先権主張の手続について救済規定の拡充に関する記載の追加を行った。

今後も意匠制度の改正や審査業務手続の変更等に応じて、適宜改訂を行う予定である。

令和3年3月 特許庁審查第一部意匠課 意匠審查基準室

## 凡例

#### 1. 分類票数について

00から99に至る100個の2桁の数字を分類の基本票数とし、この基本票数は、それぞれ一つのまとまった事項を表示することとした。

この基本票数につづく2桁の数字は、説明事項の形成順序を示す票数であり、前後の2桁の数字の間に、を記して1個の分類票数を構成することとした。

2. 本文中の「(→分類票数)」は、本便覧中のその箇所を参照せよとの表示であり、「(→主分類票数) ……例 (→主10.05)」は、その事項に関する主たる記載箇所であることを示す。

なお、前記かっこ内の票数が基本票数の2桁数字のみで示されているものは、その基本票数の項全体を参照せよとの表示である。

また、意匠審査基準、方式審査便覧等を参考文献として掲げる場合は、その該当個所においてその名称及び分類票数を表示する。

#### 3. 略記表示について (例示)

意1条1項3号 意匠法第1条第1項第3号

意施法3条 意匠法施行法第3条

意施令 意匠法施行令

意施2条 意匠法施行規則第2条

意登 意匠登録令

意登施 意匠登録令施行規則

特4条 特許法第4条

特施令 特許法施行令

特施 5条 特許法施行規則第 5条

特登特許登録令

特登施特許登録令施行規則

実6条 実用新案法第6条

パリ条約 工業所有権の保護に関するパリ条約

設置法
経済産業省設置法

組織令経済産業省組織令

民7条 民法第7条

民訴8条 民事訴訟法第8条

[準] 準用規定

(例)

意15条1項[準] 特37条……意匠法第15条第1項において準用する 特許法第37条

## 意匠審查便覧分類表

00 一般	10 出願諸手続	20 審査	30 補正	40 拒絶の理由 の通知
01	11 願書	21	31 要旨の変更	41
02	12 創作者、意 匠登録出願 人	22	32 補正の却下	42 新規性
03	13 代理	23	33 補正後の意 匠について の新出願	43
04 期間	14 出願日	24	34 補正の取扱い	44 先後願、同日出願
05	15 優先権	25	35	45
06	16 出願の取下 げ 無効 放棄	26	36	46
07	17 分割	27	37	47
08	18 変更	28	38	48
09	19	29	39	49

50 査定	60 公報	70審查資料	80	90 その他
51	61	71	81	91
52	62	72	82	92
53	63	73	83	93
54	64	74	84	94
55	65	75	85	95
56	66	76	86	96
57	67	77	87	97
58	68	78	88	98
59	69	79	89	99

## 目 次

- <04 期間>
- <10 出願諸手続>
- <11 願書>
- <12 創作者、意匠登録出願人>
- <13 代 理>

#### <14 出願日>

- 14.03 分割前の意匠登録出願の最初の願書及び願書添付の図面に記載された意匠の範囲外のものを要旨とする分割による新たな意匠登録出願の出願日とその取扱い
- 14.03.01 変更による新たな意匠登録出願が、もとの出願の意匠の要旨を変更している場合の、変更出願の出願日とその取扱い

#### < 15 優先権>

- 15.02 パリ条約又はパリ条約の例による優先期間
- 15.03 パリ条約による優先権等の主張の手続
- 15.06 パリ条約による優先権等の主張を伴った特許出願又は実用新案登録出願 から意匠登録出願に変更された場合の優先期間の取扱い
- 15.07 パリ条約による優先権等の主張の効果の認否における意匠の同一についての判断

## <16 意匠登録出願の取下げ、無効、放棄>

#### <17 分割>

- 17.02 分割による新たな意匠登録出願と同時にもとの意匠登録出願の補正がなされない場合のもとの意匠登録出願の取扱い
- 17.03 意匠登録出願の分割をする場合、もとの意匠登録出願についての必要な補正の取扱い
- 17.16 経済産業省令で定めるところにより意匠ごとに出願された意匠登録出願を、物品、建築物又は画像の構成部品ごとに分割した場合のその出願の 取扱い

#### <18 変 更>

- 18.01.03 出願の変更における新たな意匠登録出願についての新規性の喪失の例外の規定の適用について
- 18.01.04 出願の変更における新たな意匠登録出願についてのパリ条約による優先権等の主張の規定の適用について
- 18.02 変更出願における出願日の遡及の取扱い
- 18.11 一特許出願又は一実用新案登録出願が二以上の意匠登録出願に変更された場合の取扱い

#### <30 補 正>

## <31 要旨の変更>

- 31.02 異法域から出願変更された意匠登録出願に補正があった場合の要旨の変更についての判断
- 31.03 パリ条約による優先権等の主張を伴った意匠登録出願に補正があった場合の要旨の変更についての判断

## < 3 2 補正の却下>

- 32.01.02 補正の却下の決定に記載する意匠に係る物品
- 32.02 補正の却下の決定に対する意匠登録出願人の対応
- 32.06 補正命令に対する補正が、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図 面等の要旨を変更するものである場合の取扱い
- 32.07 補正の却下の決定に対して意匠登録出願人が応答しない場合の当該意匠 登録出願の取扱い

## <33 補正後の意匠についての新出願>

## < 3.4 補正の取扱い>

34.01 願書の記載又は願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い

#### < 4 2 新規性>

- 42.01 公然知られた意匠の取扱いについて
- 42.02 頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠の取扱いについて
- 42.47 意匠登録出願前に公開した模様に基づいて意匠法第4条第2項の規定の 適用を受けようとする場合について

## <44 先後願、同日出願>

- 44.04 意匠登録出願の変更と意匠法第9条との関係
- 44.05 同一出願人により同日に出願された二以上の意匠登録出願についての意匠法第9条及び第10条第1項の適用について
- 44.06 同一出願人により異なった日に出願された二以上の意匠登録出願についての意匠法第9条及び第10条第1項の適用について

## <50 査 定>

## 付属書

付属書A 「意匠審査基準」参考審判決例集